

(書式 5 - 1 - 1)

遺言無効を確認する合意書

合 意 書

被相続人〇〇〇〇（相続開始平成〇〇年〇〇月〇〇日。以下「被相続人」という）の相続人である〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙、〇〇〇〇を丁として、甲、乙、丙、丁は遺産分割をなす前提として、被相続人の遺言に関し下記のとおり合意する。

記

第 1 条 甲、乙、丙、丁は、被相続人が作成した平成〇〇年〇〇月吉日付け自筆証書遺言が無効であることを確認する。

第 2 条 甲、乙、丙、丁は、被相続人の遺産については、別途、分割協議を行う。

以上の合意成立の証として、本合意書 4 通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙

住 所

丙

住 所

丁



解説

遺言書は、その方式に不備がある場合や、遺言を作成したときに認知症などで判断能力がなかったような場合には、無効とされることがある。遺言が無効である場合、遺言の内容に関わりなく遺言者の遺産について相続人間で分割協議を行う必要がある。本書は、そのような分割協議の前提として、遺言が無効であることについて相続人間で相互に確認することを目的とする書面である。



* 遺言無効など遺言の効力の詳細は、以下のURLをご覧ください。

<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/>

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所